

選定療養費の変更について

当院では、病院と診療所の機能分担を推進する観点から、以下に該当する場合、通常の診療費に加え初診時選定療養費をご負担いただいております。

- ・ 紹介状等をお持ちでない患者様
- ・ 以前に受診したことはあるが、既に治癒したか、患者様が任意に治療を中止された場合（初診と判断される患者様）

また、症状が安定し、他病院または診療所等に対して文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、当院を受診した場合は再診時選定療養費をご負担いただいております。

この選定療養費のお支払いについて、令和2年11月2日より下記の通り金額を変更することとなりました。まずは「かかりつけの診療所や病院」を受診されますようお願いいたします。

初診時選定療養費

5,500 円 → 11,000 円 (税込)

再診時選定療養費

2,750 円 → 5,500 円 (税込)

変更日：令和2年11月2日（月）より

ご不明な点がございましたら各窓口、総合受付へお問い合わせください。ご理解とご協力をお願いいたします。